

保護者の方へ

船橋市 地域子育て支援課

放課後ルームをご利用するにあたり、以下のことについてご理解・ご協力をお願いいたします。

1 開所時間

放課後ルームは学校の下校時間にあわせて開所します。土曜日、長期休暇（春・夏・冬休み）などの学校休業日は午前8時より一日開所します。この場合、お子さまの安全のため開所時間を守って登所してください。放課後ルームの閉所時間は午後7時です。延長はございませんので、お迎えの場合は必ず午後7時までにお願ひします。降所方法はご家庭にお任せしますが、日没後は安全面を考慮できる限りお迎えをお願いします。お車でのご送迎はご遠慮ください。なお、放課後ルームでは送迎は行っておりません。また、特別教室等を利用して活動する場合があります。

2 臨時休所等

放課後ルームは、気象状況等により臨時休所することがございます。その際は、連絡帳やメール配信でお知らせしますので、メール配信サービスへの登録は必ず行ってください。

なお、気象状況による対応は別紙「気象情報で警報等が出ている場合の放課後ルームの対応について」をご覧ください。

3 出欠管理

毎月、出席予定表を放課後ルームへ提出していただきます。出欠席、帰宅時間、お迎えにいらっしゃる方などに変更が生じる場合は、事前に連絡帳、電話（留守電も可）、FAXでお知らせください。なお、連絡は必ず保護者の方が行ってください。お子さまから口頭のみでの連絡は承れません。お子さまの安全確保のため、変更の連絡をされた方の本人確認をさせていただく場合がございます。

また、放課後ルームの利用は、学校の日課終了後の放課後からです。学校をお休み、早退した場合は放課後ルームをご利用いただけません。その場合は、放課後ルームにも欠席の連絡をお願いします。

4 放課後ルームで体調が悪くなった場合

お子さまが急な発熱や怪我をしたときは、保護者の方（携帯電話、職場等）へご連絡する場合がございます。そのため、緊急時にご連絡が付きやすい電話番号を児童カードにご記入ください。症状によっては、すぐのお迎えをお願いすることもございますのでご了承ください。また、放課後ルームでは与薬などではできませんので、お薬はお子さま自身で飲むものをお持ちください。

5 学級・学年閉鎖の場合

インフルエンザなどで学級・学年閉鎖した場合は、感染拡大防止のため、該当の学級・学年のお子さまは、たとえ罹患していなくても放課後ルームをご利用いただけません。感染症の予後の放課後ルーム利用については、学校の登校基準と同じです。学校で登校許可が出ない間は、放課後ルームの登所も控えてください。

6 途中外出

途中外出は原則できません。ただし、塾・習い事、通院、部活動、学校の開放プール、船っ子教室（放課後子供教室）、学校行事への参加の場合に限り、途中外出が可能です。放課後ルームにある「外出届」を事前に職員へご提出ください。また、安全管理上一時帰宅は認めておりません。なお、天候の状況などにより外出先への送り出しを見合わせる場合がございます。

7 学校との連絡

放課後ルームではお子さまの状態や体調など、必要に応じて学校との連絡を密にしていきたいと考えております。担任の先生へ放課後ルームに入所していることを伝えておいてください。

8 ご家庭との連絡

ご家庭との連絡は放課後ルームだよりや連絡帳で行います。ご家庭からお子さまのことについて職員に伝えておくことがございましたら、連絡帳に記入してください。

連絡帳は毎日持参し、職員から記載がありましたら確認のうえサインなどをお願いいたします。連絡帳を使い切ったり、連絡帳ケースが破損しましたら放課後ルームで新しい物を用意します。なお、連絡方法は文書（緊急の場合は電話）メール配信で行いますので、連絡網は作成しません。

9 保護者懇談会

放課後ルームでは、園長や職員が、保護者の皆様にお子さまの放課後ルームでの様子などを直接お伝えし、また保護者の皆様からご意見を伺う機会を設けたいと考え、保護者懇談会を年数回程度開催します。時期が来ましたら別途ご案内します。

10 持ち物

タオル、着替え等の持ち物には**必ず記名をしてください**。また、ゲームやおもちゃはトラブルの原因になりますので、持たせないようにしてください。

11 お弁当

学校で給食のない日や1日放課後ルームを開所する日は、お子さまにお弁当を持たせてください。途中でお弁当を買いに行くことは認めておりません。なお、長期休暇中は、お弁当配食サービスをご利用いただけます。

12 おやつ

放課後ルームではおやつを提供しています。おやつ代相当額（2,000 円）は利用料とまとめてお支払いいただきます。なお、**日割り計算での取り扱いはできません**。放課後ルームをお休みするときは、放課後ルームにお寄りいただければ、当日に限りおやつ（冷蔵・冷凍品を除く）の持ち帰りができます（土曜日に限り、翌開所日もお持ち帰りできます）。なお、インフルエンザ等で学級閉鎖になった場合、該当学級のお子さまはお持ち帰りできません（ご家族にお渡しすることは可能です）。

献立の変更（通常または特定原材料8品目不使用のアレルギー対応）やおやつの停止・再開、アレルギーによる一部除去は、**前月 15 日（土曜日・日曜日・祝日の場合は翌開所日）までの届出**により対応します。放課後ルームに直接届出してください。なお、献立の変更・おやつの停止・再開の場合、オンライン申請・届出サービスでも届出いただけます。期限までに各届出書の提出がないと対応できませんのでご注意ください。（おやつ代相当額（2,000 円）はおやつと麦茶の購入価格であり、献立作成などの費用は別予算です）

13 児童育成料

児童育成料は児童1人につき月額 10,000 円（おやつ代含む・減免制度あり）です。**その月の1日に在籍していれば、ご利用がなくても1か月分の料金は発生します**ので、ご注意ください。

納付方法は、口座振替・金融機関窓口・コンビニエンスストア・電子マネーをご利用いただけます。納付期日は利用月の末日（12月**は25日**）であり、土曜日・日曜日・祝日の場合は翌金融機関営業日となります。※減免制度やおやつ提供を受けない場合の児童育成料については、地域子育て支援課へ直接お問い合わせください。

14 傷害保険の加入

船橋市では入所児童を対象に傷害保険に加入しています。放課後ルームで生活している間や登所・降所途中（寄り道などのない合理的な経路におけるもの）に起きた事故が保険の対象です。内容は以下を予定しております。

・入院日額 1,500 円 ・通院日額 1,000 円

※事故発生日を含み 180 日間の中で実通院日数 90 日までが保険の対象

※外出届による外出中の事故は対象外

15 大規模災害時の対応

児童が放課後ルーム在所中に大規模災害が発生した場合は、児童カードに記載されている保護者へ直接引き渡すことを基本とし、放課後ルームで待機します。ただし、建物被害が甚大な場合などにおいては、市が指定した避難所へ児童を誘導しますので、ご家庭で避難場所を確認ください。

16 入所要件に変更があった場合

お勤め先（勤務条件）や住所、家族状況などに変更がありましたら速やかに**必要書類（※）を添付し、「入所事項変更届」**を放課後ルームに提出してください。必要書類が不明の場合は、地域子育て支援課までお問合せください。また、転校等の場合は、地域子育て支援課へ直接ご連絡ください。

※必要書類 （例 1）転職等で勤務先が変わった場合や、求職中だったが勤務先が決まった時…就労証明書（変動勤務の場合は勤務予定表・シフト表も提出してください）

（例 2）産前・産後休業中だったが、育児休業期間に入った時…育児休業期間が記載された就労証明書

17 退所手続き

放課後ルームを退所する場合は、**退所する月の 15 日までに「退所届」**を放課後ルームまたは地域子育て支援課に直接提出するか、「船橋市スマート申請」（オンライン）で届出をしてください。

届出がされない場合は、翌月の児童育成料を納めていただくことになりますので、ご注意ください。また、以下に該当する場合は退所いただくことになります。

- ①就労などの**入所要件**に該当しなくなったとき
- ②児童育成料を特別な理由なく**滞納**したとき
- ③お子さまが集団生活に適さないと判断したとき

【問合せ先】船橋市地域子育て支援課
047-436-2319